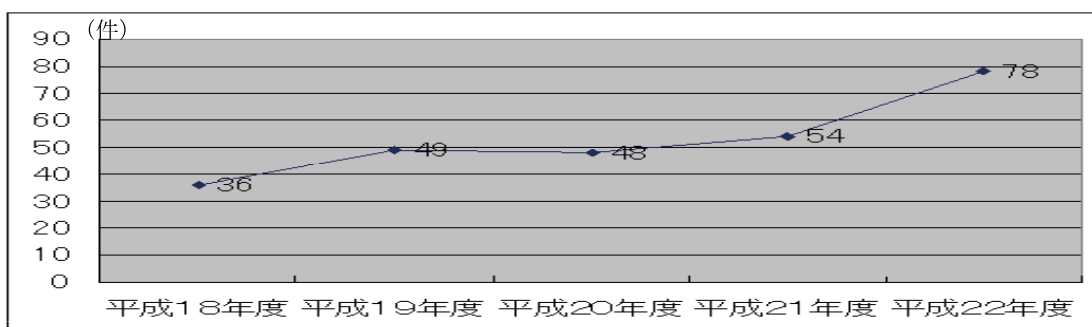


VI Z市における関係機関との連携による早期からの就学指導の取組

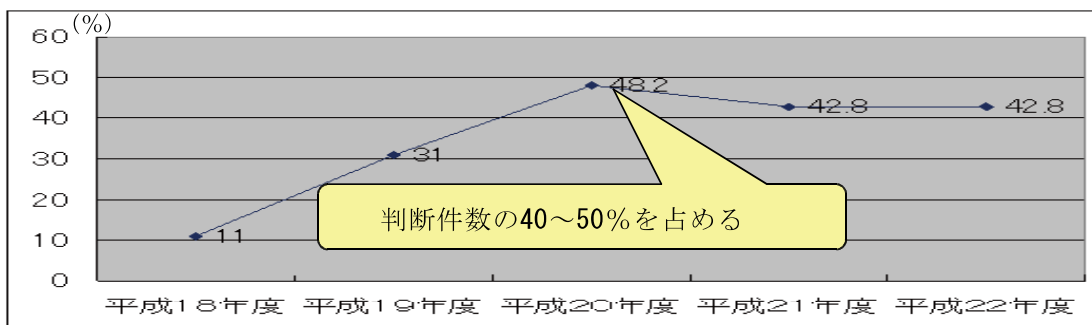
1 これまでの就学指導上の課題から

Z市就学指導委員会への判断依頼件数は、図VI-1、2に示すように、年々増加する傾向にあり、その中でも小学校1年生、2年生の判断依頼が全体の40～50%を占めている状況が見られます。

この子どもたちのほとんどは、入学当初は通常の学級に在籍しながら特別な支援を受けて学校生活を送ってきましたが、大きな困難を感じつつ、学習や学校生活が継続してきたと推察されます。また、一部には、特別支援学級の弾力的運用により、特定の時間の指導を特別支援学級で受けてきた児童もいます。



図VI-1 市就学指導委員会への判断依頼件数の推移



図VI-2 小学1・2年生の判断件数の割合 (%)

特別支援教育の理念である「障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う」という点から考えると、就学前の就学指導を更に充実していく必要があると考えられます。

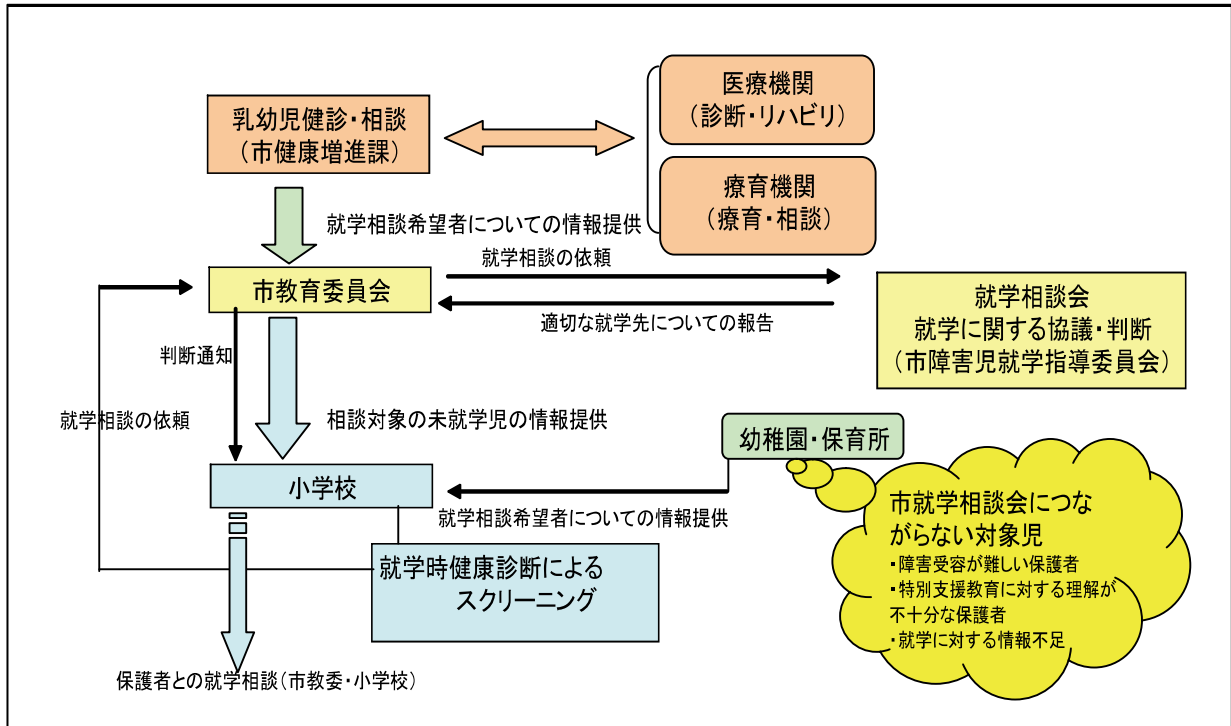
そこで、Z市では就学指導上の課題を改善するために、以下の取組を進めることにしました。

【課題】 未就学児の就学指導の充実

- (1) 未就学児への就学指導のシステムの改善
- (2) 関係機関との連携強化
- (3) 早期相談支援の推進（年少園児・年中園児へのかかわり）
- (4) 幼稚園や保育所職員への就学指導に関する研修会や学習会の推進

2 未就学児への就学指導充実のための取組

(1) 未就学児への就学指導のシステムの改善



図VI-3 これまでの未就学児の就学指導のシステム

Z市におけるこれまでの就学指導システムでの大きな課題は、図VI-3に示すように、本来就学相談につなぐべき対象児を就学相談会につなぐことができなかったケースや、就学相談・就学指導に十分な時間がとれなかったケースがあったことです。

就学相談会や市就学指導委員会の判断通知後から、就学予定の小学校や教育委員会が就学相談・指導に当たってきましたが、11月以降からの限られた時間で保護者の十分な理解が得られないまま就学先が決定してしまうケースも見られました。

これらの課題改善のため、次のような視点でシステムの改善を行いました。

1 実態把握の充実

- 幼稚園や保育所、及び関係機関での就学に係る実態把握を市教育委員会で集約する。
 - ・ 前年度末（3月）の庁内連絡会の実施（市教委学校教育課と保健福祉部担当者）
 - ・ 未就学児（対象児）に関する実態把握と報告依頼（文書での依頼・・・保健福祉部、幼稚園、保育所）

- 幼稚園、保育所、関係機関からの情報と就学時健康診断の実態把握の結果を基に、対象児（保護者）への相談支援を行う。

2 幼稚園、保育所における就学相談・就学指導の充実

- 園内での就学相談を早期に実施する。（市教委内での連携）

具体的には、以下のような年間のスケジュールで就学指導を実施しました。

市障害児就学指導の連携体制と進め方

月	学校教育課	保健福祉部		小・中学校	幼稚園	保育所	その他施設等 <small>地区障害者支援センター等</small>
		健康増進課・福祉政策課・子育て支援課					
4月	○中旬 ・障害等のある未就学児童の実態調査依頼	・実態調査		・実態把握	・実態調査	・実態調査	・実態調査
5月	○下旬 ・障害等のある未就学児童の実態調査報告締切	・実態報告		・実態把握	・実態報告	・実態報告	・実態報告
6月	○初旬 「障害等のある未就学児童のまとめ」によるとらえ直し（再発見） ○中旬 ・医学・心理学教育相談を必要とする在籍児童生徒調査依頼			・実態調査 ・校内就学指導委員会			巡回相談 ケース検討 会議
7月	○中旬 医学・心理学教育相談を必要とする在籍児童生徒調査報告締切、まとめと準備	・学校教育課による「障害等のある未就学児童のまとめ」によるとらえ直し（再発見）		・希望者報告	市教委による訪問(実態把握)及び就学相談 ・学校教育課による「障害等のある未就学児童のまとめ」によるとらえ直し（再発見）	・学校教育課による「障害等のある未就学児童のまとめ」によるとらえ直し（再発見）	・学校教育課による「障害等のある未就学児童のまとめ」によるとらえ直し（再発見）
8月	○2日～3日 在籍児童生徒対象の医学・心理学教育相談 ○10日 在籍児童生徒対象の就学指導総合判定会 ○下旬 就学指導総合判定会の結果を所属長へ通知	市教委への情報提供 ケース検討会議(就学に関するケース) 1期就学相談・就学指導委員会(在学児童生徒対象)		○2日・3日 在籍児童生徒対象の医学・心理学教育相談 ○10日 在籍児童生徒対象の就学指導総合判定会 ○下旬 就学指導総合判定会の結果通知到着、保護者へ送付	園内での就学相談		公開療育等の小中学校・市教委との情報交換
9月	○中旬 ・医学・心理学教育相談を必要とする未就学児童調査依頼	・療育を受けていない子ども(家庭保育者)の実態調査		○10月下旬 ・在籍児童生徒の適切な就学先の保護者との相談	・在籍園児の実態調査	・在籍園児の実態調査	
10月	○中旬 医学・心理学教育相談を必要とする未就学児童調査報告締切、まとめと準備	・希望者報告		・就学相談の希望者報告	・就学相談の希望者報告		市教委への情報提供
11月	○9日 未就学児童対象の医学・心理学教育相談 ○16日 未就学児童対象の就学指導総合判定会 ○下旬 就学指導総合判定会の結果を所属長と保護者へ通知	2期就学相談・就学指導委員会(未就学児対象)		園との連携による就学相談	○9日 未就学児童対象の医学・心理学教育相談 ○16日 未就学児童対象の就学指導総合判定会 ○下旬 就学指導総合判定会の結果通知到着	○9日 未就学児童対象の医学・心理学教育相談 ○16日 未就学児童対象の就学指導総合判定会 ○下旬 就学指導総合判定会の結果通知到着	○9日 未就学児童対象の医学・心理学教育相談 ○16日 未就学児童対象の就学指導総合判定会 ○下旬 就学指導総合判定会の結果通知到着
12月	○初旬 ・未就学児童及び在籍児童生徒の適切な就学先の保護者との最終確認	○初旬 ・未就学児童の適切な就学先の最終決定の協力		○初旬 ・在籍児童生徒の適切な就学先の保護者との最終確認	○初旬 ・未就学児童の適切な就学先の最終決定の協力	○初旬 ・未就学児童の適切な就学先の最終決定の協力	○初旬 ・未就学児童の適切な就学先の最終決定の協力

(2) 関係機関との連携強化

ア 庁内連絡会の実施（3月）

子育て支援や母子保健にかかわる保健福祉部（健康増進課、福祉政策課、子育て支援課）の担当者と教育委員会学校教育課担当者により、年間の就学指導のスケジュールと各課の連携体制についての確認及び人事異動等の際の事務引継ぎについても依頼しました。

【具体的な協議事項】

- 1 就学指導に係る情報提供の方法について
 - ・ 市教委学校教育課からの依頼内容についての説明
 - ・ 各課からの報告様式や情報提供についての留意点
 - ・ 情報の取扱に関する留意点
- 2 就学相談についての連携の方法について
 - ・ 各課からの相談者への情報提供について（学校教育課との連携）
 - ・ 保育所との連携について
 - ・ 市社会福祉協議会との連携について
（県障害児等療育支援事業の活用やケース会議の進め方について）

【参考資料：関係各課からの様式による実態把握の報告例】

事業所名	市健康増進課		所長名	●● ●● 該当あり	○ 該当なし	調査月日	5月1日 現在
番号	氏名	性	保護者氏名	現住所	電話番号	障害等名	主な症状・その他
1	A	男	●● ●●	●●市●●●●●●	x x - x x	療育手帳A 1	保護者は特別支援学校への就学を希望
2	B	女	●● ●●	●●市●●●●●●	x x - x x	知的障害	ことばの遅れ、着替えや排泄の支援。療育に通い成長が見られる。
3	C	女	●● ●●	●●市●●●●●●	x x - x x	発達障害の疑い	保育所でもトラブルが多い。ことばの遅れも見られる。
4	D	男	●● ●●	●●市●●●●●●	x x - x x	療育手帳B 2	保育所では個別の支援を受けている。保護者も就学先を迷っている。
5	E	男	●● ●●	●●市●●●●●●	x x - x x	療育手帳B 1	知的遅れがある。保護者は特別支援学校が支援学級への就学で迷っている。
6	F	男	●● ●●	●●市●●●●●●	x x - x x	ADHD診断有	〇〇病院でリハビリを受けている。成長のあとがうかがえる。
7	G	男	●● ●●	●●市●●●●●●	x x - x x	発達障害の疑い	幼稚園では個別の支援を受けている。
8	H	女	●● ●●	●●市●●●●●●	x x - x x	知的障害の疑い	排泄の失敗、指示等の理解に困難。保護者の理解は得られていない。
9
10

イ 医療機関及び療育機関との連携

市特別支援連携協議会委員（市就学指導委員との兼任）である医師を通じての教育相談ケース会議の実施を推進してきました。医療機関でのリハビリや診断を受けている幼児児童生徒の保護者への市教育相談の紹介を事前に依頼し、早期の就学相談を推進してきました。

また、就学後のケース会議についても医療機関や療育機関の担当者へ出席を依頼し、関係機関との連携による一貫した教育的支援の継続に努めました。

【N小学校でのケース会議の内容】

就学相談・就学指導にかかわった関係者による一貫した教育支援の継続

1 対象児童

A（3年男児：自閉症・情緒障害特別支援学級在籍）

2 出席者

校長，教頭，特別支援学級担任，交流学級担任，特別支援教育コーディネーター，保護者，医療関係者（リハビリ担当者），市発達障害療育事業担当者，学童療育担当者，地区障害者総合相談支援センター相談員，市教育委員会担当指導主事

3 協議内容

- 当該児童の学校生活・学習の状況について（担任，交流学級担任）
- 家庭での状況（保護者）
- リハビリの現状（リハビリ担当者）
- 療育センターでの様子（学童療育担当者）
- 今後の支援目標の確認
- 具体的な支援内容
 - ・ これまでの支援の成果や課題から検討

1 対象児童

B（1年男児：自閉症・情緒障害特別支援学級在籍）

2 出席者

校長，教頭，特別支援学級担任，交流学級担任，特別支援教育コーディネーター，保護者，医師（主治医），医療関係者（リハビリ担当者，臨床心理士），療育センター職員，地区障害者総合相談支援センター相談員，市教育委員会担当指導主事

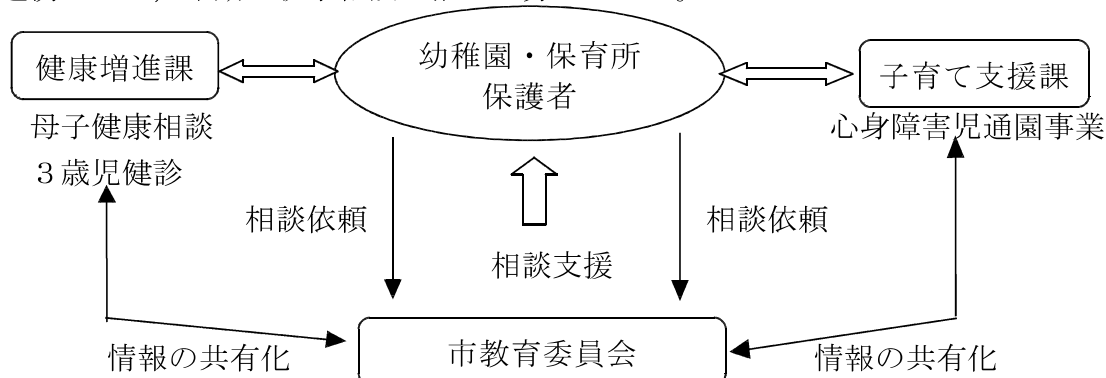
3 協議内容

- 当該児童の学校生活・学習の状況（担任，交流学級担任）
- 家庭での状況（保護者）
- リハビリの現状（医師，臨床心理士，リハビリ担当者）
- 今後の支援の方向性について
- 次年度からの校内支援体制（校長，コーディネーター）
 - ※ 保護者の思いを考慮しながら検討していく旨を説明
- 今後の具体的な支援内容（協議）

これらのケース会議を実施することで，対象児童がこれまでかかわってきた様々な機関から，過去及び現在の様子を確認でき，多角的に支援策を検討することができたほか，今後の支援の方向性を確認することで継続した支援の必要性を強く認識することができました。

(3) 早期相談支援の推進

以下に示すように、市教育委員会と市保健福祉部（健康増進課、子育て支援課）との連携を基に、早期の就学相談の推進に努めました。



【K保育所での就学相談】

- 1 対象児
C（3歳児クラス男児）
- 2 相談の主訴
 - ・ 知的な面での遅れ（言葉の遅れ，コミュニケーションの遅れ）
 - ・ 保護者が，当該児の状況を理解していない。関係機関への相談を拒否している。
 - ・ 保護者との信頼関係づくりが十分でない。
 - ・ 家庭での養育状況が十分と言えない状況が伺える。
- 3 就学相談の内容
 - 保育参観及び対象児の状況についての説明
 - 対象児の家庭環境についての説明
 - 関係機関との連携状況の説明（健康増進課との連携や家庭相談員との連携）
 - 就学相談の進め方についての協議
 - ・ 保護者と担当者との信頼関係の築き方についての助言
 - ・ 就学手続きについての説明
 - ・ 二次障害に発展しないための賞賛や手立てについての協議
 - ・ 就学予定校との連携のとり方についての助言
 - ・ 園内の支援体制の在り方についての助言

保護者が，子どもの実態や保育所での生活状況について適切に理解できていないケースでは，教育委員会だけで就学相談を進めるのは困難なことが多く，特に保健福祉部との連携が大切になります。教育相談を進める際の保護者との関係のづくり方や関係機関との連携の可能性など，積極的に情報を求め，共有し，また発信していくことが大切です。

(4) 幼稚園や保育所職員への就学指導に関する研修会や学習会の推進

早期からの就学指導・就学相談を推進するためには、幼稚園や保育所の役割がとても重要です。幼児の発達状況をよく理解し、保護者との信頼関係を築いている担当者による就学相談や就学指導への参加は、適切な就学指導を推進する上で必要不可欠であると考えます。

そのためには、幼稚園や保育所の担当者が、就学についての正確な情報や就学指導の進め方について熟知していることが必要です。

しかし、これまで未就学児の就学指導は就学予定校を中心に進められており、幼稚園や保育所は、当該児の情報提供にとどまっていました。

そこで、幼稚園や保育所の担当者に就学指導に関する情報提供や就学指導の進め方に関する研修会を実施しました。また、園内研修への支援や特別支援学校による巡回相談の活用などについても情報提供しました。

【幼稚園、保育所の職員を対象とした研修会の実施】

3月 保育園長研修会（保育園長協会主催）

- ・ 就学指導に関する年間スケジュールの説明
- ・ 保育所の就学指導・就学相談のかかわりについて

12月 幼稚園振興事業研修会（市教育委員会主催）

- ・ 就学指導の進め方について
- ・ 園内支援体制の確立について
- ・ 関係機関との連携について

※ 要請による指導主事の派遣（園内研修の支援）

※ 巡回相談に関する情報提供

※ 要請による教育相談（保護者及び職員対象）

また、療育センターの保護者会主催の学習会にも担当指導主事を派遣し、就学に関する手続きや就学相談の進め方、就学先に関する情報提供を行いました。就学に関する不安をもっている保護者に、正確な情報を直接伝える機会を、今後も積極的に設定したいと考えています。

3 成果と課題

幼稚園、保育所と市保健福祉部との連携をこれまで以上に強化したことで、市就学相談会の周知やその後の就学の方向性についての相談を充実させることができました。

また、市の就学相談会を在籍の児童生徒対象と未就学児対象の二期に分けて実施したことで、保護者への理解を得ながら未就学児の就学相談に対応することができました。

今後は、一貫した教育的支援を行うという視点で、小学校、幼稚園、保育所との連携研修会の実施を検討し、早期支援を更に充実させていきたいと考えています。